

「子ども手当」の現況届が必要です

今年4月から、「児童手当」が「子ども手当」になりました。

子ども手当は、0歳から15歳の子どもを養育している方に月額13,000円を支給する制度です。「子ども手当」を受給するには「現況届」の提出が必要です。

提出が必要な方には「現況届」を郵送しますので、**6月30日(水)**までに子ども福祉課または支所福祉課へ提出してください。

なお、窓口の混雑が予想されますので、下記の受付日をご利用ください。

※本年に限り、4月および5月に子ども手当の申請手続きをされた方については、提出は不要です。

〈受付日時・場所〉

受付日	本 庁	笠間支所	岩間支所
6月21日(月)	正面玄関ロビー特設窓口 午前9時～午後5時	福祉課窓口 午前9時～午後5時	福祉課窓口 午前9時～午後5時
6月22日(火)	正面玄関ロビー特設窓口 午前9時～午後5時	福祉課窓口 午前9時～午後5時	福祉課窓口 午前9時～午後7時
6月23日(水)	正面玄関ロビー特設窓口 午前9時～午後7時	福祉課窓口 午前9時～午後5時	福祉課窓口 午前9時～午後5時
6月24日(木)	正面玄関ロビー特設窓口 午前9時～午後5時	福祉課窓口 午前9時～午後7時	福祉課窓口 午前9時～午後5時

提出書類

各ご家庭に郵送する「現況届」に加え、必要に応じて以下の書類の提出が必要です。

なお、②、③の場合は、市役所へご連絡ください。

①厚生年金等に加入の方

請求者の保険証のコピーまたは年金加入証明書
(※請求者とは、「現況届」の請求者欄にカタカナで記載されている保護者の方です。)

②児童が別居している場合

別居監護申立書
児童の属する世帯全員の住民票謄本

③父母以外が受給者となっている場合

監護・生計維持に関する申立書

④外国人の方

請求者と子どもの外国人登録証のコピー

注 意

* 保険証のコピーは、請求書裏面にのり付けしてください。

* 公務員の方は、お勤め先での手続きとなります。

* 本年4月の子ども手当法施行に伴い、新たに支給対象となった方で、まだ手続きがお済みでない場合は、**9月30日**までに申請をしてください。

問合せ・連絡先

TEL 0296-77-1101

TEL 0296-72-1111

TEL 0299-37-6611 (岩間地域)

子ども福祉課 (内線 164)

笠間支所福祉課 (内線 72165)

岩間支所福祉課 (内線 73173)

オール電化のご相談 & リフォームのご相談

東京電力電化推進パートナー



Switch! ON 友部
(株)ライフワン

笠間市柏井529-1
HP <http://www.e-lifeone.com/>
TEL 0296-77-0215
通常営業時間8:30~17:00

- IHクッキングヒーター
- エコキュート
- 蓄熱暖房機
- 太陽光発電
- キッチン・バスルームリフォーム

